

東近江圏域 水害に強い地域づくり協議会 取組方針に基づく取組状況一覧表

資料3

取組実施期間 2017年度～2021年度

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組
 水害に関する取組
 土砂災害に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)				
・平成29年6月末に構築された水害ホットラインについて、毎年出水期前に協議会の場を活用し、ホットラインの見直し・確認を行う	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・年度当初に土木事務所長と市町長のトップセミナーを開催し、ホットラインの運用を確認する。
・土砂災害に関するホットラインを構築する	2018.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・2018年6月25日付けにて、土砂災害に関するホットラインの連絡体制を策定・通知済(砂防課)
■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)				
・河川管理者のタイムラインを精査し、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載した上で協議会の場を活用し共有する	2018.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・河川管理者のタイムラインについて、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載し、2018年6月開催の担当者会議において共有した。
・土砂災害について、市町地域防災計画に記載している避難勧告発令基準について検証する	2019.3まで	2市2町 滋賀県	完了	・2市2町について、土砂災害に対する避難勧告発令基準が客観的に記載されていることを確認した。
・毎年出水期前に協議会の場を活用し、タイムラインの確認・検証を行う	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・河川管理者のタイムラインについて、ホットラインの運用や避難勧告等のタイミングを記載し、2018年6月開催の担当者会議において共有した。 ・水防管理者および防災危機管理局のタイムラインについて情報共有。
■多機関連携型タイムラインの拡充				
・土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直しに合わせて「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づくタイムラインを作成する	2022.3まで	2市2町 滋賀県	未完了	・防災危機管理局のタイムラインについて情報共有し、今後策定・活用方法を検討。
■水害・土砂災害危険性の周知				
・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
・中小河川における避難判断等の目安を検討する	引き続き実施	竜王町 滋賀県	-	・日野川水位と中津井川の氾濫の関係を確認し、弓削地区の防災マップ等に反映した。(竜王町)
	順次実施	近江八幡市 東近江市 日野町	一部 着手	・近江八幡市下豊浦において避難判断の目安を設定予定。 ・東近江市きぬがさ町と葛巻町において避難判断の目安設定済。 ・日野町において避難判断の目安となる簡易量水標を設置予定。
・危険性周知が必要な箇所に、簡易量水標を順次設置する	引き続き実施	滋賀県	-	・地域の避難判断の目安となる簡易量水標を、河川防災カメラ設置個所(設置予定を含む)に4箇所設置(近江八幡市、東近江市、竜王町)、来年度も引き続き実施
・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する	引き続き実施	滋賀県	-	・2019年度は基礎調査を完了し、結果を滋賀県ホームページに掲載した。 今後、土砂災害警戒区域の指定を今年度末までに完了させ、指定後、順次滋賀県土木防災情報システム及び滋賀県防災情報マップに掲載する予定。 また、土砂災害警戒区域等を表示した現地標識を東近江市内で4箇所設置した。(砂防課)
・毎年協議会の場において、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・毎年の協議会(担当者会議)にて情報共有しているところ

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組



共通の取組



水害に関する取組



土砂災害に関する取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供				
・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト(SISPAD)を運営・更新する	引き続き実施	滋賀県	-	・SISPADを運営し、河川防災カメラを増設した。
・避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等を検討する	引き続き実施	2市2町	-	・継続実施(近江八幡市) ・Lアラートや戸別受信機(防災行政無線同報系)等を活用した避難情報の迅速な伝達に努める。(東近江市) ・2020年度に防災行政情報システムを構築し、防災行政無線の屋外拡声子局・戸別受信機(全戸配布)および防災アプリを整備した。(竜王町)
・土砂災害警戒情報について、プッシュ型しらがメールの利用を促進する	引き続き実施	滋賀県	-	・砂防出前講座、地元説明会の際などにしらがメールの登録を促した。(砂防課)
■防災施設の機能に関する情報提供の充実				
・ダムに関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダムの働きについて理解を深めていく	順次実施	2市2町 滋賀県	着手 (継続実施)	・継続実施 新たに余呉湖ダムのダムカードを作成し、全てのダムのダムカードの作成を完了した。 ・継続配布(滋賀県・水源地域対策室)
・異常洪水時防災操作に伴い発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手 (継続実施)	・継続実施 異常洪水時防災操作について記載したウォーキングマップを作成した。 ・2020年4月より異常洪水時防災操作について記載したウォーキングマップの配布開始 ・日野川ダム下流河川における浸水想定図の作成に着手(2021年夏頃を目途に作成) (滋賀県・水源地域対策室)
■ダム放流情報を活用した避難体制の確立				
・避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の実施を検討する	2019.6まで	滋賀県	完了	・2019年12月17日～18日に各市町の担当者を対象としたホットラインの概要について説明 今後、要領に基づくホットラインを実施 ・運用中(滋賀県・水源地域対策室)
・異常洪水時防災操作移行時に報道機関への情報提供を行い、テレビテロップの協力依頼を実施する	2019.6まで	滋賀県	完了	・NHKと調整済み。異常洪水時防災操作要領における情報提供先にNHKを追加 ・運用中(滋賀県・水源地域対策室)
■土砂災害警戒情報を補足する情報の提供				
・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県	-	・基準作成に係るパラメーターの変更による最大60分間積算雨量の引上げ、および最新の雨量・災害データをもとに、新しい土砂災害発生危険基準線(CL)を作成した。また、発表除外格子については、各市町へヒアリングした結果を反映した。2019年出水期から新基準での運用を開始した。 ・2019年5月29日から土砂災害警戒情報に警戒レベルを記載した。 ・2019年6月28日に、土壌雨量指数と危険度判定の高解像度化を実施した。 ・2021年出水期からの高解像度化に対応した基準設定に向けて、より精密でレベル化にも対応した適切な基準となるよう検証を行った(気象台)。 ・精度向上に向けて引き続き災害情報の収集と分析を進めている。(砂防課)
・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施	滋賀県	-	・2019年8月1日より、しらが(しらせる滋賀情報サービス)において、警戒レベルに応じた「大雨による土砂災害の危険度」を配信。(砂防課)

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 (緑色)
 水害に関する取組 (青色)
 土砂災害に関する取組 (黄色)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等				
・避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・継続実施 ・地域防災計画の修正にあわせて検討を行っている。(東近江市)
・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・広域避難が可能となる滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合都の「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結(2020年10月5日)(滋賀県防災危機管理局)
■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施				
・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指し支援する	2022.3まで	2市2町 滋賀県	未完了	・継続実施 ・市域にかかる想定最大規模降雨時の洪水浸水想定区域図が公表されたことを受け、すべての施設のリスクを再評価した。再評価に基づき、リスクが上昇した施設には、地域防災計画の見直しに先立ち、通知を行い、計画策定(変更)の事前準備を促した。(東近江市)
・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況および施設の位置付けの見直しについて、毎年協議会の場において進捗状況を確認する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・継続実施 ・市地域防災計画に29施設を掲載。(2021年3月時点)避難確保計画作成済み25施設、避難訓練実施24施設。(近江八幡市) ・避難確保計画作成等義務化対象施設の要件(地先の安全度マップ及び土砂災害危険箇所)について、国、県の所管部署に確認し、位置づけについて整理を行い、今年度から見直すこととした。(東近江市)

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知				
・想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ○日野川 ○愛知川 ○琵琶湖	2019.3まで 2020.3まで 2019.3まで	滋賀県	完了	・日野川、琵琶湖の洪水浸水想定区域図を作成し公表した。 ・愛知川は2020年6月5日に指定した。
・地先の安全度マップについて、更新し公表する	2020.3まで	滋賀県	完了	・2020年3月31日に公表した。
・平成15年度公表の土砂災害危険箇所については平成29年度に基礎調査を完了し、土砂災害警戒区域等の指定を完了する	2019.3まで	滋賀県	完了	・2003年度公表の土砂災害危険箇所については、2018年度に指定を完了した。(砂防課)
・新たに判明した土砂災害リスク箇所について基礎調査を完了し公表する	2020.3まで	滋賀県	完了	・2019年度に基礎調査を完了し滋賀県ホームページに掲載した。 また、2021年2月12日に指定を行った。(砂防課)
・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・協議会(担当者会議)にて進捗報告
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用				
・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する	2021.3まで	2市2町	完了 予定	・外水氾濫と内水氾濫等を反映したハザードマップ(計画規模・想定最大)を作成し、2021年4月に全戸配布予定。(2007年度作成のマップの改訂)。市HPIにも掲載予定。 (近江八幡市) ・2021年度出水期頃に全戸配布予定(東近江市) ・2021年度全戸配布予定(日野町) ・水害・土砂災害ハザードマップを更新、公表し、全戸配布予定。(竜王町)
■浸水・土砂災害実績等の周知				
・地先の安全度マップによる浸水リスクの公表ならびに、流域治水条例による想定浸水深の設定を行う	引き続き実施	滋賀県	-	・2020年3月31日想定浸水深を設定した。
・水害・土砂災害履歴調査結果を公表する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

目標時期の考え方
 引き続き実施：今後も継続して行う取組
 順次実施：概ね5年の間に着手する取組

共通の取組

水害に関する取組

土砂災害に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■防災教育の促進				
・防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・子ども防災塾事業として市内コミュニティセンターへ委託。 2020年度は武佐学区にて実施し学区内の小学生等が参加。(近江八幡市) ・地域が小学生を対象に行われた防災キャンプに協力し、地域の災害リスクや避難行動などについて説明を行った。(東近江市)
・学校の要請に応じた小学生等を中心とした避難経路の安全点検を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・2020年度は6月1日～9月15日の期間で「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」を実施し26校から計71点の応募があった。(砂防課)

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■洪水予測や水位情報の提供の強化				
・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ(CCTVカメラ)を設置し情報を提供する	引き続き実施	滋賀県	-	・河川管理上重要な箇所についてCCTVカメラを設置し情報共有。 (2021年度は白鳥川橋上流左岸に設置予定)
・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する	引き続き実施	東近江市	-	・水防活動時においては、市ホームページにて、市設置の河川カメラの情報を公開する。 ・実施済み(東近江市)
・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する簡易水位計・量水標を設置、観測し、情報共有する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・実施済み(東近江市) ・今年度は日野町2箇所で簡易量水標を設置予定。(日野町) ・民間企業と連携し水位計を設置し水位の観測を実施している。(竜王町) ・氾濫する恐れのある地域等における洪水時の非難勧告等の発令判断に活用するため簡易水位計・量水標を設置し観測、情報共有。(滋賀県)
■避難路、避難場所の安全対策の強化				
・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	2021.3まで	滋賀県	完了	・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく対策を東近江市愛東外町での避難路対策の急傾斜事業が完了する。(砂防課)

(2) 被害軽減の取組

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組

水害に関する取組

土砂災害に関する取組

① 水防体制の強化に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認				
・1級河川における重要水防箇所について、5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する	順次実施 (2021.6まで)	2市2町 滋賀県	着手	・重要水防箇所等の情報共有と関係市による共同点検と堤防の浸透、浸食に関する情報提供
・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・共同点検の際に情報共有済
・協議会の場において、共同点検の実施状況、水防資機材の状況について確認する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・共同点検の際に確認済
■水防・土砂災害に関する広報の充実				
・協議会の場において、水防団員(消防団員)、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・自主防災組織未設置自治会や要請のあった自治会・学区等で出前講座を開催。(近江八幡市) ・防災に関する連続講座やフォーラムの開催、地区への出前講座等を通じて自主防災の必要性についての周知を継続して行っている(東近江市)変更なし ・日野町防災士連絡会より広報誌を年2回配布(日野町) ・要請のあった自治会や保育園、小中学校等で出前講座を開催。(竜王町)
・自主防災組織の体制づくりを支援する (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・①自主防災組織未設置自治会や要請のあった自治会・学区等で出前講座を開催。 ②子ども防災塾事業の実施。(近江八幡市) ・防災に関する連続講座やフォーラムの開催、地区への出前講座等を通じて組織の立上げや運営への支援を継続して行っている(東近江市)変更なし ・防災士の育成や自主防災組織立ち上げ、資機材整備に補助金を出し支援(日野町) ・自主防災組織の資機材整備に補助金で支援。(竜王町)
■水防・土砂災害防止訓練の充実				
・水防技術に関する勉強会を実施する	引き続き実施	2市2町	-	・職員を対象とした、シスパットの勉強会、排水ポンプ車の操作方法、設置訓練を行った。実施済(東近江市) ・水防研修会の実施
・毎年、水防研修・水防訓練を実施する	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・引き続き実施
・毎年、市町主催の土砂災害を対象とした訓練や、県と市町による土砂災害情報伝達訓練を実施する	引き続き実施	2市2町 滋賀県	-	・2020年度は6月10日に県下統一の土砂災害情報伝達訓練を実施し、改善すべき点についてフィードバックを行った。(砂防課)
■水防関係者間での連携、協力に関する検討				
・協議会の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討する	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・継続実施

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■市町村舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実				
・市町村舎や災害拠点病院のリスクを確認し協議会の場を活用し、情報共有する	2019.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・リスクについて担当者会議にて報告した。
■市町村舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)				
・協議会の場を活用し、市町村舎や災害拠点病院のリスクを踏まえ機能確保の対策について検討する	2019.6まで	2市2町 滋賀県	完了	・情報を持ち帰り機能確保について検討。

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

目標時期の考え方
 引き続き実施: 今後も継続して行う取組
 順次実施: 概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 水害に関する取組 土砂災害に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■排水施設、排水資機材の運用方法の改善				
・長期にわたり浸水が継続する地域(干拓地等)において、排水計画を作成し、災害時における排水ポンプ派遣について、国などの関係機関の連携を強化する	順次実施	近江八幡市 東近江市 滋賀県	着手	・災害時における排水ポンプ車派遣について、滋賀県の水防計画書を情報共有。 ・排水作業準備計画の手引きを情報共有。
・水資源機構との連携や、機構の対象区域外の体制について確認する	順次実施	近江八幡市 東近江市 滋賀県	未着手	・河川情報等の迅速な状況把握と関係機関への情報提供と共有。 ・順次実施(東近江市)
■浸水被害軽減地区の指定				
・浸水被害軽減地区の対象となる施設について抽出し、氾濫シミュレーション等の情報を提供する	順次実施 (2019.3まで)	滋賀県	着手	・浸水被害軽減施設の抽出作業を実施し、該当施設がないことを担当者会議にて報告。
・協議会の場を活用して、指定の予定や指定にあたっての課題を共有し、連携して指定に取り組む	順次実施	2市2町 滋賀県	着手	・今回対象となる施設は該当なし。

(4) 防災施設の整備等

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)				
・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)東近江土木事務所管内(別紙1)」により河川改修を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成26年3月)、東近江土木事務所管内(別紙1)」により、河川改修および堤防強化を実施。
・東近江土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・「緊急浚渫推進事業計画(R2~6)」を活用し、河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等。
・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をTランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・継続実施
・砂防事業実施箇所位置図(別紙2)により土砂災害防止施設の整備を実施する	引き続き実施	滋賀県	-	・砂防事業実施箇所位置図(別紙2)により土砂災害防止施設の整備を実施。 ・東近江土木事務所 河川砂防課から、河川・砂防施設整備について報告。
■多数の家屋や重要施設等の保全対策				
・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施する	2021.3まで (概成)	滋賀県	完了 予定	・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施した。
■ダム等の洪水調節機能の向上・確保				
・長寿命化計画の見直しを行う	順次実施	滋賀県	着手	・2021年度、見直し予定(滋賀県・水源地域対策室)
・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	順次実施	滋賀県	着手	・2020年5月よりダム事前放流の運用を開始。(滋賀県・水源地域対策室)
■重要インフラの機能確保				
・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を実施する	2021.3まで (概成)	滋賀県	完了 予定	・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく対策を近江八幡市 沖島町で継続している。(砂防課)
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保				
・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う	順次実施	滋賀県	着手 予定	日野川改修にあわせ樋門について検討を実施する。(二重川)

(5) 減災・防災に関する取組および支援

目標時期の考え方
 引き続き実施：今後も継続して行う取組
 順次実施：概ね5年の間に着手する取組

共通の取組 水害に関する取組 土砂災害に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	進捗状況	取組方針に基づく取組状況
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援				
・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
■適切な土地利用の促進				
・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・引き続き実施
・浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する 取組対象地区：近江八幡市水茎町、近江八幡市安土町下豊浦、東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・引き続き実施
・土地利用規制の取組を実施する(1/10、50cm市街化編入しないなど)	引き続き実施	滋賀県	-	・引き続き実施
■そなえる対策の実施				
・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・避難誘導マニュアル指針、避難所運営マニュアル指針の改訂を進めており、避難誘導マニュアルから日常や災害時の心構えなどを抜粋した、避難所や避難経路、家族の連絡先などを各自で記載もできるリーフレットや、避難所や家族の連絡先などを記載・共有・携帯できるカードを2021年4月に全戸配布予定。(近江八幡市) ・継続実施(東近江市) ・土砂災害警戒区域の現地標識について、東近江市きぬがさ城東で4箇所設置完了した。(砂防課)
・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	-	・継続実施(一部の学区で作成)(近江八幡市) ・東近江市きぬがさ町の3自治会、葛巻自治会において、地域のタイムライン作成を行った。(東近江市) ・竜王町弓削地区においてタイムラインの作成を行った。(竜王町) ・引き続き実施(滋賀県)
■貯留浸透対策の推進				
・各戸での雨水貯留対策に対し支援する	引き続き実施	東近江市	-	・一定数の普及が行えたため、事業を完了とした。(東近江市)
・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する	順次実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	着手	・継続(近江八幡市) ・里山防災緩衝帯整備事業を活用して、森林整備支援している。中山間地域等直接支払い交付金取組開始済(東近江市) ・農地保全等により貯留対策を推進している。(竜王町) ・農地・森林での貯留対策推進、今年度取組開始予定(日野町) ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策(国事業名：多面的機能支払い交付金)県内全域(滋賀県)
■避難のための情報発信				
・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等(無線のデジタル化等)を普及する	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町	-	・継続検討(近江八幡市) ・防災情報告知放送システム(防災無線)戸別受信機の運用を行っている。(東近江市) ・導入済(日野町)
	順次実施	竜王町	着手	・デジタル防災行政無線を整備し、屋外拡声子局設置および戸別受信機の全戸配布を行った。2021年度運用開始。(竜王町)